

理事会及び監事を設置する一般社団法人の設立

代表理事が申請書又は委任状に印鑑を押印する場合は、登記所に提出した印鑑を押印しなければなりません。印鑑の提出は、印鑑届書により行います。

なお、印鑑届書は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)に掲載していますので、御利用ください。

一般社団法人設立登記申請書

- フリガナ ○○カイ
1. 名 称 一般社団法人○○会
1. 主たる事務所 ○県○市○町○丁目○番○号
1. 登記の事由 令和○○年○○月○○日設立の手續終了
1. 登記すべき事項 別紙のとおり

商号のフリガナは、会社の種類を表す部分（一般社団法人）を除いて、片仮名で、左に詰めて記載してください。間に空白がある場合には、空白を削除した文字をフリガナとして登録します。

このフリガナは、国税庁法人番号公表サイトを通じて公表されます。

なお、登記事項証明書には、フリガナは表示されません。

登記すべき事項は、オンライン申請やQRコード（二次元バーコード）付き書面申請により、データ送信ができ、これにより、登記手続を円滑に行うことができます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)

「QRコード（二次元バーコード）付き書面申請について」

(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html)

なお、登記すべき事項は、CD-R（又はDVD-R）に記録することもできます。この方法によった場合には、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-R等を申請書と共に提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

1. 登録免許税 金60,000円

（注）収入印紙又は領収証書で納付します（→収入印紙貼付台紙へ貼付）。

1. 添付書類（以下の添付書面は一例です。）

定 款	1 通
設立時社員の決議書	1 通

（注）以下の場合に添付が必要となります。

a 設立時社員が設立時理事又は設立時監事を選任した場合

b 設立時社員が設立時の主たる事務所又は従たる事務所の所在場所等を定めた場合

設立時理事及び設立時監事の就任承諾書	○通
--------------------	----

設立時理事及び設立時監事の本人確認証明書

○通

(注) 設立時理事、設立時監事（印鑑証明書を添付しない役員）について、住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー（裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、記名したもの。）等の本人確認証明書を添付します。

詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「添付書面としての本人確認証明書について」を御覧ください。

設立時代代表理事の選定に関する書面

1 通

(注) 理事会設置一般社団法人では、設立時理事の過半数をもってする決定により、設立時代代表理事を選定する必要があります。

設立時代代表理事の就任承諾書

○通

(注) 設立時代代表理事が選定された会議の席上で被選定者が就任を承諾し、その旨の記載が選定書等にある場合には、「就任承諾書は、設立時代代表理事の選定書の記載を援用する。」と記載してください。

設立時代代表理事の印鑑証明書

○通

(注) 設立時代代表理事が就任承諾書に押した印鑑につき市町村長が作成した印鑑証明書を添付します。

委任状

1 通

(注) 代理人に申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり、登記の申請をします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※ 1
申請人 一般社団法人〇〇会 ※ 2

※1～※4にはそれぞれ、
※1→主たる事務所、
※2→名称、
※3→設立時代代表理事の住所、
※4→代理人の住所、
を記載します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※ 3
代表理事 〇〇 〇〇 印

法務局に提出した印鑑を押します。印鑑の提出については下記を御覧ください。

〔 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※ 4
上記代理人 〇〇 〇〇 印 〕

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、設立時代代表理事の押印は、必要ありません。

契
印

連絡先の電話番号

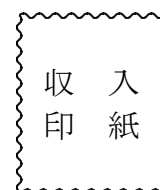
〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

〇〇法務局

〇〇支 局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙

(注) 割印をしないで貼ってください。
また、収入印紙の消印作業の都合上、
右側に寄せて貼り付けていただきます
よう、御協力をお願いします。



契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページの
つづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（設立時
代表理事が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必
要があります。

QRコード（二次元バーコード）付き書面申請による場合の別紙の例

（オンラインで申請する場合や登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例も同様です。）

「名称」一般社団法人〇〇会

「主たる事務所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「法人の公告方法」官報に掲載してする。

「目的等」

目的

当法人は、〇〇を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1 〇〇に関する調査及び研究

2 〇〇に関する広報活動

3 〇〇に関する意見の表明

「役員に関する事項」

「資格」代表理事

「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」監事

「氏名」〇〇〇〇

「従たる事務所番号」1

「従たる事務所の所在地」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「従たる事務所番号」2

「従たる事務所の所在地」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「従たる事務所番号」3

「従たる事務所の所在地」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「理事会設置法人に関する事項」

理事会設置法人

「監事設置法人に関する事項」

監事設置法人

「登記記録に関する事項」設立

（注）1 オンライン申請やQRコード（二次元バーコード）付き書面申請を活用することによって、申請書を簡単・正確に作成することができますし、手続の状況をオンラインで確認すること

もできます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)

「QRコード（二次元バーコード）付き書面申請について」

(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html)

- 2 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt)」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

定款の記載例

(法人によっては、不要な事項がありますので、法人の実情に合わせて作成してください。)

一般社団法人〇〇会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人〇〇会と称する。

(注) 名称及び主たる事務所が同一の法人が既に存在する場合には設立の登記をすることができませんので、定款の認証を受ける前に、そのような法人の有無を必ず確認してください。

調査は、無料でできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「同一商号・同一本店の調査を行う方法について」を御覧ください。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〇県〇市に置く。

(注) 定款に定める主たる事務所の所在地は、最小行政区画まででも構いません。ただし、その場合には、設立時社員の議決権の過半数により、「〇丁目〇番〇号」まで含む主たる事務所の所在場所を決定しなければなりません。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、〇〇を社会に普及させることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 〇〇に関する調査及び研究
- 2 〇〇に関する広報活動
- 3 〇〇に関する意見の表明

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度〇月に1回開催するほか、〇月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 ○○名以上○○名以内

二 監事 ○○名以内

2 理事のうち1名(○名)を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち○名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

一 この法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第37条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名

住所

〇〇 〇〇 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人〇〇会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立時社員	〇〇	〇〇	印
設立時社員	〇〇	〇〇	印
設立時社員	〇〇	〇〇	印

(注) 公証人の認証を受ける必要があります。

設立時社員の決議書

(一例です。法人の実情に合わせて作成してください。)

設立時理事及び設立時監事の選任並びに
主たる事務所（及び従たる事務所）所在場所の決定に関する決議書

令和〇〇年〇〇月〇〇日、一般社団法人〇〇会創立事務所において、設立時社員全員が出席し、その全員の一致の決議により、設立時理事及び設立時監事並びに主たる事務所（及び従たる事務所）について次のとおり選任及び決定をした。

設立時理事	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	〇〇	〇〇
	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	〇〇	〇〇
	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	〇〇	〇〇
設立時監事	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	〇〇	〇〇
主たる事務所	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号		
（従たる事務所）	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号		

上記決定事項を証するため、設立時社員の全員は、次のとおり押印する。

(注) 設立と同時に従たる事務所を設置する場合には、主たる事務所の所在場所に倣って従たる事務所の所在場所を決定する必要があります。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人〇〇会

設立時社員	〇〇	〇〇
設立時社員	〇〇	〇〇
設立時社員	〇〇	〇〇

設立時代代表理事の選定に関する書面

(一例です。法人の実情に合わせて作成してください。)

設立時代代表理事選定書

令和〇〇年〇〇月〇〇日、一般社団法人〇〇会創立事務所において、設立時理事全員が出席し、その全員の一致の決議により、設立時代代表理事を選定した。

なお、被選定者は、即時その就任を承諾した。

設立時代代表理事 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

上記決定事項を証するため、設立時理事の全員（又は出席した設立時理事）は、次のとおり記名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人〇〇会

設立時理事 〇〇 〇〇 印

設立時理事 〇〇 〇〇 印

設立時理事 〇〇 〇〇 印

(注) 席上で設立時代代表理事が就任を承諾し、その旨の記載が選定書にある場合には、申請書に、別途、就任承諾書を添付する必要はありません。ただし、設立時代代表理事が本選定書に、市町村長の作成した印鑑証明書と同一の印鑑を押した場合に限ります（理事会設置一般社団法人においては、設立時代代表理事が就任を承諾したことを証する書面の印鑑について、市町村長の作成した印鑑証明書を添付する必要があります。）。

この場合、申請書には、「就任承諾書は、設立時代代表理事選定書の記載を援用する。」等と記載してください。

設立時理事の就任承諾書の例

就 任 承 諾 書

私は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、貴法人の設立時理事に選任されたので、その就任を承諾します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇

一般社団法人〇〇会 御中

(注)

- 1 設立時監事についても同様に作成します。
- 2 理事会設置法人の場合、設立時理事及び設立時監事の就任承諾書に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー（裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、記名したもの。）等の本人確認証明書を添付する必要があります。ただし、登記の申請書に当該設立時理事の印鑑証明書が添付される場合を除きます。

詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)」中の関連リンク「添付書面としての本人確認証明書について」を御覧ください。

設立時代表理事の就任承諾書の例

就 任 承 諾 書

私は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、貴法人の設立時代表理事に選任されたので、その就任を承諾します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 (印)

一般社団法人〇〇会 御中

- (注) 理事会設置一般社団法人の場合、設立時代表理事の就任承諾書には、市町村長の作成した印鑑証明書と同一の印鑑を押す必要があります。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号
○○ ○○

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

記

- 1 当法人の設立登記を申請する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (※₁)

令和○○年○○月○○日

○県○市○町○丁目○番○号
一般社団法人○○会
設立時代表理事 ○○ ○○ 印 (※₂)

※₁ 原本の還付を請求する場合に記載します。

※₂ 当該代表理事が法務局に提出する印鑑を押します。